

# 回復計画の策定期間10年の適用にか かる行政回答について

H24年3月末までの経過措置

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

## ポイント

財政運営基準の見直しに関し、回復計画の策定期間10年の適用について行政回答がありましたのでご案内します。

### 【前提（これまで確認している内容）】

- 回復計画の策定期間10年が可能なのは平成24年3月末が最後となる。  
（平成25年3末以後は原則7年）
- 平成25年3月末決算からは、原則として7年間での策定となるが、既に回復計画を実施中の制度については従前の最終年度までの期間（最大で平成34年度までの9年間）を使用することができる。

### 【行政回答（要旨）】

- 平成24年3月末基準で「継続実施」だった場合（最終年度は最大で平成33年度）でも、回復計画の前提を見直して回復計画を「再策定」することができる。これにより、最終年度を平成34年度まで延長することができる。
- 前提の見直しは、例えば運用利回りの前提を「0.01%引下げる」や「最低責任準備金付利率を0.01%引上げる」ことなどが考えられるが、年金数理人が適切に判断すること。

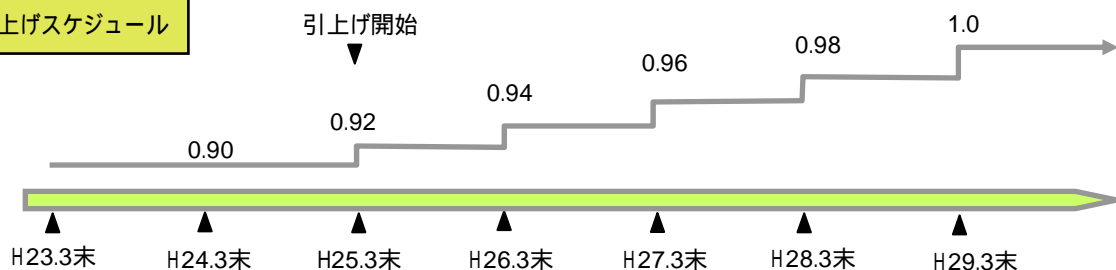
平成25年3月末基準以降で、回復計画の策定期間を極力長く確保しておきたい場合は、平成24年3月末基準で前提を見直して、予め延長しておくことが必要。

図解は次頁ご参照

< 積立要件の引上げスケジュールと回復計画期間(10年 7年)の関係 >

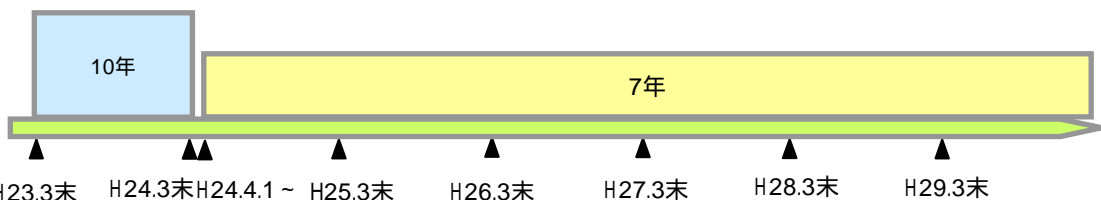
- 「積立要件」が引上げになる(予定)のは平成25年3月末の財政検証からとなる。
- 一方、「回復計画期間」が10年から7年に短縮化されるのは、基準日が平成24年4月1日(経過措置終了後)からとなる。
- 但し、既に回復計画を策定している場合には当該回復計画の終了年度までの計画期間とすることができる。  
この場合、平成25年3月末基準以降で、回復計画の策定期間を極力長く確保したい場合は、平成24年3月末基準で前提を見直して、予め延長しておくことが必要。

積立要件引上げスケジュール



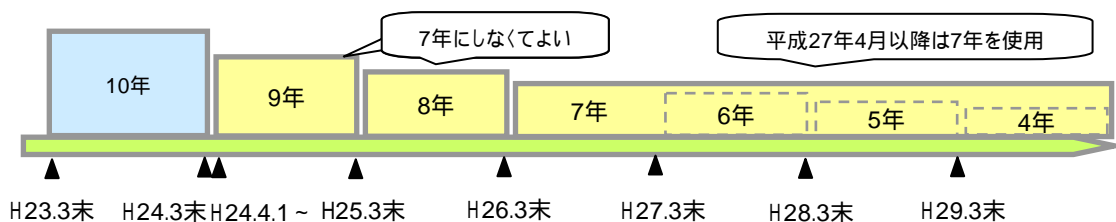
回復計画期間

新規策定



回復計画を策定する基準日

継続実施・再策定



平成24年3月末までに非継続基準に抵触し、10年の回復計画を作成、平成24年4月以降の財政検証において当該回復計画を継続実施または再策定するケース

以上